



島根県報

平成28年3月29日（火）

号外第49号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【漁調委指示】

しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限	2
あさりの繁殖保護のための殻長制限	2

漁 業 調 整 委 員 会 指 示**島根海区漁業調整委員会指示第27-2号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限について、次のとおり指示する。

平成28年 3 月 29 日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

1 制限の内容

中型まき網漁業（しいらつけ漁業に限る。）によるものを除くほか、毎年6月1日から10月31日までの間、当該漁業の許可を受けた者が設置したつげを中心として半径200メートルの円によって囲まれた海域において、しいら、よこわ、ひらまさ又ははまの採捕を目的とする漁業を禁止し、及び遊漁（漁業以外の目的で行う水産動植物の採捕をいう。）による当該魚種の採捕を目的とする全ての釣を禁止する。

ただし、当該漁業の許可を受けた者の同意を受けた場合は、この限りではない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成28年 6 月 1 日から平成31年 5 月 31日までとする。

島根海区漁業調整委員会指示第27-3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、あさりの繁殖保護を図るため次のとおり指示する。

平成28年 3 月 29 日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

1 制限の内容

中海（松江市美保関町去ルガ鼻東端と鳥取県境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑を結んだ線、松江市竹矢町地内塩楯島東端から正南北の線及び陸岸とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。）及び境水道（鳥取県境港市境港防波堤東端から正北の線、松江市美保関町去ルガ鼻東端と鳥取県境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑を結んだ線及び陸岸とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。）において殻長3センチメートル以下のあさりは、採捕してはならない。ただし、中海及び境水道への移植放流又は試験研究等を目的として、島根海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成28年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31日までとする。